

議長(田村匡雄君) 二枚より委員長報告に好する質疑を行ない
ます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二枚にて質疑を終結いたしました。

おぼかりました。議長二十九号に好する委員長報告は
可決であります。本日は委員長報告のとおり決するに異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めます。さう議長二十九号
は委員長報告のとおり可決いたしました。

議長(田村匡雄君) 日程十九議長三十九号昭和四十三年度福生町
と市町村特別会計予算を議題に供します。本日は建設

委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願ひ
ます。

(三十二番塩野鉄之助君登壇)

三十二番(塩野鉄之助君) 二指名か二二一三の議長審査報告

を申しあげます。

(議長審査報告書朗読) 省略

補足として質疑の要点につく申しあげます。本日は冒頭

に担当の産業課長よりは答の説明を受け質疑に入りまいた
か、と殺の頭数がか年に比べて伸びており、支出におきか場
内の諸整備として冷蔵庫、場内おびと室等の工事か計画

これ解出金にして六百万円かの計上もある事業として好転
してあります解金、質疑も解出金、起債面につく行ないま

に、解出金についてはその一部に水道の切りかえに要する工事
費を予想しての考えもあるその額である旨の答へもあり、
起債につくは調書にその説明を受ける等をして本予算

に、つくる全員の致をさるる案も決と決定したまいます。
係とさるる二二二二の決あうんことをお願ひ申

しあげ報告いたします。
議長(田村匡雄君) 二枚より委員長報告に好する質疑を行な
います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二れにて質疑を終結いたしました。
おほかりにいたします。議案オ三十号に付する委員長の報告は
可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに「異議
ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めます。 今議案オ三十号は
委員長報告のとおり決いたしました。

議長(田村匡雄君) 日程オ二十議案オ三十一号昭和四十三年度福
生町水道事業会計予算を議題に供します。本案に付て
は厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告願います。

(六番 高橋子春君登壇)

六番(高橋子春君) 二指右をい下下さる。一たので審査報告をいた
します。

(議案審査報告書朗読) 省略

本案審査の概要に付て説明いたします。 本案に付ても

二、下水道課長より説明を求め質疑に入らぬが、本
年度の予算はオ三期の最終工事とオ四期工事のオ一次事業
の分が主体で、オ三期工事分には導水管、取水管工事、倉庫
建設、オ三導水場照明、植橋、オハ水導調圧タンク工事、
自家発電工事が見込みで、オ四期工事分として工事設計委
託、オ四水導の導水管、取水管工事、さく井一本、水中モーター
電気設備、用電買収等があり、二れが諸工事実施の際の新水時
の家庭配水のための車やタンクの購入を省くことあり、水資源
確保の努力が認められ、工事の面では了解され、一た水導
保安の業務委託に付て質疑がなされ、二れに付ては免許を要
するものなわけに付て、二に反にあり、自家処理の受け持ち
は通産省の許可がなされ、二たに保安業務の委託をして、奥
地されるために一見高い委託料と感ぜられ、二た、二一の場合
の保障があると聞ける解いたし、二た水導用地の確保の努力が
甚だかりの強に付て被選挙防、田んぼに堰、二た水導の現状等に

つて實現し、最後に決算より新年度より發足する新村会の
徴収につてつきの通り説明がある次でございす。それ
四月六日から三月分とこの検針が月例に従う実施されるが
十七日間かかり、三月分検針の中には事實上四月一日以降新村会
の徴収対象となる部分が入りこみすうが、これはあくまで三月分
の使用として考え、旧村会を徴収した旨の考え方が発言され、
委員会として少しも住民へのサービスにほなることではありません
したので次でございす。急激に人に増えたとおる坂今の
福生町として住民生活に直結する水の確保は重要で事業であつ
て經費の節約をほかう事業の推進をさめるよう希望し、昭和四
十三年度水道事業会計につては全員異議なく原案で決り決
定した次でございす。よろしくご審議のうえご委員会の
決定に好く賛成あらんことをお願いしたし報告いたします。
議長(田村匡雄君) 二れより委員長報告に好く賛成を行はす
下。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(田村匡雄君) 二れにて質疑を終結いたします。

おわかりいたしました。議案第三十一号に好する委員長報告
は決まっております。本日は委員長報告のとおり決するに
異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。よろしく議案第三十一号
は委員長報告のとおり決いたしました。

議長(田村匡雄君) 日程第二十一内会中の継続審査申出につて議題
に供します。事務局長として申出書の朗読をいただきます。

(島田謙会事務局長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 下でいす事務局長が朗読されたとおり福生町
水道村会問題特別委員長おちい建設委員長から、議案より
付託を受け審査中の請願につてさらに継続して審査したい
旨の申出がありす。本件につては委員長の申出のとおり
内会中の継続審査とするに二れに異議ありませんか、
(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(田村匡雄君) 二、異議なしと認め、四、委員長から申出のとおり
の会中の継続審査とするに決定いたしました。ほ、お請
願オニ号建築制限緩和に関する請願書中一部を削除したい
旨、請願者から申出があり、子一丁の、は、容に、つ、事務局長
と、報告いたさせます。

(島田謙会事務局長謝読) 省略

二の請願書の一部削除に、つ、は、容に、補正を説明した
あり。請願オニ号の、一頁、主旨の「二、福生は、は、に、現在
指定されている、緑地、地、を、改廃して、した、下、たい、を、削除、
つ、が、二頁の、八行目「仮に、副都、に、か、り、……表に、示、す、と、次、の、
う、に、な、り、ま、す。」、ま、さ、り、に、例、示、表、を、削、除、。以上、の、表、が、示
す、如、く、……、必要とする、に、な、る、の、ま、あ、り、ま、す。」、ま、を、削
除、。同じく、十行目「と、共に、現在、指定、さ、れ、て、い、る、緑地、地、を、改、廃、
さ、れ、る、」、ま、を、削、除、さ、れ、たい、と、い、う、もの、ま、あ、り、ま、す。以上、ま、あ、り
ま、す。

議長(田村匡雄君) 下、下、り、ま、事務局長が謝読さ、れ、下、と、あ、り、削除申

出に、つ、り、て、は、二、を、承認する、に、二、異議あり、ま、せん、か、。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二、異議なしと認め、削除に、つ、り、て、は、二、を、承認す
る、に、二、に、決定、い、た、し、ま、す、。

議長(田村匡雄君) 日程オニ、二、特定事件の継続調査に、つ、り、議題
に、供、し、ま、す。総務、お、お、い、建設の、四、委員、会、より、継続調査の、要、求、
が、あ、り、ま、す、の、ま、お、ま、と、に、二、配、布、の、特定事件の継続調査、事項、表
の、と、あ、り、の、会、中、の、継続調査に、つ、り、たい、と、思、い、ま、す、が、二、に、二、異議
あり、ま、せん、か、。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二、異議なしと認め、さ、う、決定、い、た、し、ま、す、。

議長(田村匡雄君) お、お、かり、い、た、し、ま、す。お、ま、と、に、二、配、布、の、と、あ、り、の、
長、か、り、議、案、の、理、由、が、あ、り、ま、す、の、ま、二、を、日、程、に、追、加、し、。議題に
供、し、たい、と、思、い、ま、す、が、二、に、二、異議あり、ま、せん、か、。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二、異議なしと認め、本案を、日、程、に、追、加、し、。議題

とするに決定いたしました。

議長(田村匡雄君) 追加日程第一議案第三十三号非常勤の取員の
業務改善補償に関する条例を議題に供し置り。事務局長
より議案の朗読をいたしました。

(島田謙会事務局長朗読)省略

議長(田村匡雄君) 午後一時子で休憩いたしました。

午後二時 一分休憩

午後二時三十分開議

(十二番 小澤仁七君欠席)

議長(田村匡雄君) 休憩前に引き続き今議を用き子す。

議長(田村匡雄君) 議案第三十三号については提案理由の説明おまひ
質疑を省略し、おはかりいたしました。

案どおり決するに異議あり子せんか、 議案第三十三号は原

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認め子す。 ちう議案第三十三号

は原案どおり決いたしました。

議長(田村匡雄君) 本日の日程は全部終了いたしました。

閉会を宣する前に議長からご挨拶を願ひ子す。

(議長 石川常太郎君登壇)

議長(石川常太郎君) お許しをいただきました子うおれを申しあげ子
す。昭和四十三年度一回福生会議合定例会におき子うは長期
間にわたリ子う多数の、一か中重要なる議案につき子う
真に福生福祉増進のために終始ご熱心に、一か中精根を傾
けられ子うご審議を賜り、全議案とも異修正にてご議決いた
だき子う心ありおれ申しあげるオカまごう子す。

(会期中にいただきましたご注意をかり子う真しな態度を
をちう健康で安全、しかも快適な便利を財造りのために邁
進いたしと思ひオカまごう子す。 二に四十三年度の総ふ
予算の指針をご決定いただきました子う、取員一同はりきりや
つ参るつもりでござい子す。一か一から国の財政硬直化、財
の硬直化、ドルの問題、ゴールドラッシュの問題、いろいろの諸条
件がござい子う財政は誠に窮乏となり困難と云えら子す。

四十五年度は、予ほどの決心で参ります。せんと思つて、予の所を、
 ほととぎすかぬるのどは、予からうかき、あたる。次で、予の予すか、い
 ろいろ、予の難に、予の勝り予す。予の目的を達した。いと、予え
 る。あり予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。
 お願ひする。次で、予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。
 いた。心より、お礼申しあげ予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。
 議長（田村匡雄君） 二、予をもち予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。
 定例会を、予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。予の予す。
 予後二時三十九分散会

昭和四十三年三月二十三日

署名謹啟

福生所讓合讓長

田村匡城

蕭員

卿東忠次

郎

議員

水林

中陽
七

謙貞

芳稿

千春



福議苑第四七号

昭和四十三年三月二十一日

福生町議会議長 田村 匡雄

殿

昭和四十三年第一回福生町議会定例会の開催について

つぎにより昭和四十三年第一回福生町議会定例会（第二日目）を開催いたしますので、当

日定刻（午前九時）までに、ご出席くださるようご通知申しあげます。

なお、議事日程及び付議々案写を別紙のとおり送付いたします。

期 日
昭和四十三年三月十三日
土

二場所 福生町議会議場

付記。第一日本会議において。各委員会に付託になりました議案及び予算書をご持参くださるよう申し添えます。

昭和四十三年三月二十一日
福生町議会議長 田村 匡雄
議決事項
一、議決事項
二、議決事項
三、議決事項
四、議決事項
五、議決事項
六、議決事項
七、議決事項
八、議決事項
九、議決事項
十、議決事項
十一、議決事項
十二、議決事項
十三、議決事項
十四、議決事項
十五、議決事項
十六、議決事項
十七、議決事項
十八、議決事項
十九、議決事項
二十、議決事項
二十一、議決事項
二十二、議決事項
二十三、議決事項
二十四、議決事項
二十五、議決事項
二十六、議決事項
二十七、議決事項
二十八、議決事項
二十九、議決事項
三十、議決事項
三十一、議決事項
三十二、議決事項
三十三、議決事項
三十四、議決事項
三十五、議決事項
三十六、議決事項
三十七、議決事項
三十八、議決事項
三十九、議決事項
四十、議決事項
四十一、議決事項
四十二、議決事項
四十三、議決事項
四十四、議決事項
四十五、議決事項
四十六、議決事項
四十七、議決事項
四十八、議決事項
四十九、議決事項
五十、議決事項
五十一、議決事項
五十二、議決事項
五十三、議決事項
五十四、議決事項
五十五、議決事項
五十六、議決事項
五十七、議決事項
五十八、議決事項
五十九、議決事項
六十、議決事項
六十一、議決事項
六十二、議決事項
六十三、議決事項
六十四、議決事項
六十五、議決事項
六十六、議決事項
六十七、議決事項
六十八、議決事項
六十九、議決事項
七十、議決事項
七十一、議決事項
七十二、議決事項
七十三、議決事項
七十四、議決事項
七十五、議決事項
七十六、議決事項
七十七、議決事項
七十八、議決事項
七十九、議決事項
八十、議決事項
八十一、議決事項
八十二、議決事項
八十三、議決事項
八十四、議決事項
八十五、議決事項
八十六、議決事項
八十七、議決事項
八十八、議決事項
八十九、議決事項
九十、議決事項
九十一、議決事項
九十二、議決事項
九十三、議決事項
九十四、議決事項
九十五、議決事項
九十六、議決事項
九十七、議決事項
九十八、議決事項
九十九、議決事項
一百、議決事項

福議発第四八号

昭和四十三年三月二十一日

福生町議会議長 田村 匡雄

殿

議案説明員について

昭和四十三年第一回福生町議会議定例会（第二日目）にご出席くださるよう地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

- 一、日 時 三月二十三日（土） 午前九時
- 二、場 所 福生町議会議場

なお、第一日目本会議において、各委員会に付託になりました議案及び予算書をご持参くださるよう申し添えます。

昭和四十四年五月二十八日 福生町議会 臨時会 第二十三号 議事録 第一号 議事録 第一号

一、 議事録 第一号 議事録 第一号

二、 議事録 第一号 議事録 第一号

三、 議事録 第一号 議事録 第一号

四、 議事録 第一号 議事録 第一号

昭和四十四年五月二十八日

福生町議会 臨時会 第二十三号



福議発第ハ上の二号

昭和四十四年 五月二十八日

東京都知事

美濃部亮吉 殿

福生町議会議長

田村匡雄印

会議録の送付について

昭和四十四年第三 三 回福生町議会臨時

会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

福議発第ハエの二号

昭和四十二年 五月二十八日



福生町長

石川常太郎 殿

福生町議会議長

田村匡雄 印

会議録の送付について

昭和四十二年 第三回福生町議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製い

たしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。



昭和四十三年
 第三回臨時會
 （自四月六日
 至一月一日）

相生町農會會議錄 第五号

第一号

議三十四

議三十五

第三回臨時會

第四回臨時會

報三

議三十六

請二